

令和3年度 指名停止業者（令和4年2月18日公表）

指名停止の期間	商号又は名称	主たる営業所の所在地	措置要件	指名停止の理由
令和4年 2月18日から 令和5年 2月17日まで	パシフィックコンサルタンツ(株) 京都事務所	京都市	別表第2-3-ウ	社員が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことによる。